

される等の、質疑応答の後、採決いたしましたところ、全  
員一致で本四案は可決すべきものと決定した次第であり  
ます。

何とぞ慎重ご審議の上、当委員会のご決定とおり、可  
決くださいますようお願いをいたしまして補足説明といた  
します。

○十五番（末次性男君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第三号から六号  
までの議案であります。本件につきましては極めて重  
要な面もございますので、採決に入る前に一応休憩をし  
ていただきます。と思います。

（賛成）と呼ぶ者あり。）

○議長（石川信義君） お聞きのとおり十五番末次性男君から  
休憩の動議が提出されましたが、休憩することにご異議  
ございませんか。

（異議なし）と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） それでは暫時休憩いたします。

午前十時三十分 休憩

午前十一時五分 開議

○議長（石川信義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
以上で委員長のご報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

○十番（松山清君） 審査報告の中で触れられていなかった  
ように思いますが、私の市長に対する質問の中で市長  
から、報酬の値上がりというのは、たとえば一部の者が騒ぐか  
ら私たちの給料がだんだん上がってしまう、したがって自分  
の給料も値上げしなければならぬという趣旨の発言が  
あったと思いますが、そうすると報酬等審議会の答申  
内容とずれてくるんじゃないかと思いますが、どちらをもと  
にして値上げをされているのか、むしろ私は市長の発言の  
ほうが値上げの原因じゃないかと思えます。そういう点

を委員会においてどのように審議されたのか、先ほどあれだけ休憩して一つの問題になったと思ひますが……それとも審議されなくて市長のああいう発言を認めたと、うことになるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○総務委員長（森田秀雄君） ただいまの松山さんのご意見ですけれども、これは審議会の答申とおりのものを、理事者側が提案したということだと思ひます。

○議長（石川信義君） 以上で質疑を終わります。

○議長（石川信義君） 討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従ひ最初に反対者から発言を願ひます。

（十番松山清君登壇）

○十番（松山清君） ただいまの一括上程され委員長報告された議案について反対討論いたします。

初めに議案第四号非常勤の特別職の職員報酬及び

費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については賛成をいたしますことを明らかにしておきます。

反対をいたしますのは議案第三号、第五号、第六号であります。

初めに議案第三号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例ですが、私は地方議員が地域住民の要求に沿って地方自治の発展に寄与するためには議会開会中の活動だけではなく、日常ふだんに地域住民の声を聞き調査、研究、製作、学習に努めるなど、その活動に専念しなければ任務を十分遂行することができ得なくなってきたのが実態ではないかと考えております。したがって議員活動としての一定の保障がされる必要があり議員報酬は単純に低ければ低いほどよいというような考へのもではありません。しかし今回提案されております報酬の値上げは審議会の公正において、また一般市民の意見を十分聞くという点にお

いてもはなはだ不十分であり、民主的手続を経て答申  
されてゐるとは考えるわけにはいきません。むしろ他市町村  
との関連での引き上げというふうに判断されるわけであり  
ます。引き上げ率においても三五%のアップは現在の市内  
の勤労者の賃金のアップ率の実態等から見ても極めて  
大幅な値上げであり、特権的な値上げであると考えて  
おります。また四十九年一月一日からさかのぼって支給され  
ることも何らこのような措置をすることは必要ないもの  
と考えております。この引き上げによって一般財源から四  
十八年度約百十八万円、四十九年度で約四百七十二万円、  
計五百九十万円の支出増が予想されるわけですが、  
これだけの財源があるならば真の住民要求実現に使  
用されるべきであります。

以上のような点で反対するものであります。

議案第五号福生市長等の給与に関する条例の一  
部を改正する条例及び議案第六号福生市教育委員会



教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する  
条例は、いずれも二五%の大幅アップであります。これによ  
つての財源負担は四十八年度約六十九万円、四十九年で三  
百五十万円、合計三百七十四万円の負担増になります。現  
在住民要求が解決されないままに大きな問題が残されてい  
る中で、その実現をしていかなければならない最高責任  
者たちでありながら、住民の要求に対しては極めて消極的  
であります。このような現状においての特権的な報酬の引  
き上げはとうてい認められるべきものではありません。もし  
仮に引き上げ分三百七十四万円の財源をたとえば先日値  
上げが通知された学校給食費の父母負担の軽減に使用  
するならば、四百五十万円の値上げを約三百五十円にとどめる  
ことができそうです。これだけでも父母負担を一カ月約百円  
軽減することができるとあります。

また市長は十二日の私の質問に対して、一部の者が騒  
ぐから働いてゐる人たちの給料が上がってしまう、したが

て自分の給料も値上げしなければならぬ。——という極めて不見識で不隠当な発言をもって自分の給料の引き上げの理由にしました。これは現在の働く人たちの生活実態を認識し得ないまた働く人たちの春闘を初めとした戦いを拒否する極めて保守的な考之才であります。このような点を指摘しながら議案第三、第五、第六号について反対をいたすものであります。

議長

(石川信義君) 次に賛成者十二番森田秀雄君

(十二番森田秀雄君登壇)

議長

(森田秀雄君) 私は議案第三号、五号、六号に対して賛成をいたすものであります。

市民の声というべき審議会委員の五回にわたる審議の結果でもあり、当総務委員会といたしましても、都下二十六市及び近隣の市町村との対照表から見ても、この今回の値上げは当然適当だと思ひます。報酬給

与というものは真意あるものでなければならぬ、またその職席にふさわしいものでなければならぬというところを審議会委員は深く考慮された内容の答申でございます。

先ほど市長の給与云々と申されましたが、この横田基地を抱え、十一億なんなんの税金から四十三億の事業をしなければいけない、そういう面の一端を考えただけでも、この議会あるいは行政者の仕事は一年中多忙であることは共産党の松山さんも十分ご認識いただけるものと思ひます。ましてや石油危機にからんで昨年から諸物価の上昇といった観点からも、今回の値上率に対しては決して異常なものではない、ということをおはあえて申し上げる次第でございます。

そういう意味から今回のこの案件に対しては、声を大にして賛成をいたすものであります。

以上をもって終わります。(拍手)

○議長（石川信義君）以上で討論を終わります。

これよりただいま一括議題となっておりまして、議案第三号、議案第五号、議案第六号について起立により採決いたします。

本三案について委員会審査報告とおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川信義君）起立十六名であります。よって議案第

三号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第五号福生市長の等々の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第六号福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例は、それぞれ委員会審査報告とおり可決をいたしました。

○議長（石川信義君）次に議案第四号について委員会審査報告のとおり決することにご異議ございませんか。

福生市議会

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君）ご異議なしと認めます。よって議案第四号非常勤の特別職の職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は委員会審査報告とおり可決をいたしました。

○議長（石川信義君）次に日程第七及び日程第八を一括して上程いたします。

日程第七議案第七号福生市職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例。

日程第八議案第八号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例。

以上二件を一括して議題といたします。

本案についてはともに総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

（総務委員長森田秀雄君登壇）

○総務委員長(森田秀雄君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続きまして本案に対する補足説明を申し上げます。  
まず担当課長より議案第七号は、議会の議員及び非常勤の特別職員の給与、費用弁償の改正に伴い、三役及び一般職員の旅費を改正するものである。宿泊料に就いては上げ幅が千五百円から二千円であり、上に薄く下に厚くなっている。日当についても同様で二百円から三百円の上げ幅である。また車賃は従来一キロ当たり十円であつたのを現情に合わないことから実費として新年度から適用しようとするものである。

議案第八号は議会、選挙管理委員会、農業委員等が証人に証言を求めたため出頭を願うための費用弁償であり、これを一連の関係から特別職職員や一般職職員に準じ、日当三千円を三千二百円に、宿泊料四千五百円を六千円に改め新年度から適用しよう

とするものであるとの説明があり、質疑においては、派遣職員の計画については、自治大学関係で年四回募集し、三ヶ月程度の宿泊生活、団体生活をするもので一名ずつ参加させたい。参加者は課長または係長から選考したい、選考に当たっては新進気鋭の課長よりお願いをしたい。また宿泊料が全般的に安過ぎると思うが、――に就いては安いとは思ふが、国及び都との標準に準じており他市の状況から見てもそんな色はなすと思ふ。――との質疑応答の後、採決いたしましたところ、本二案に就いては全員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ慎重に審議の上、当委員会の決定どおり可決くださるようお願いをいたしまして補足説明といたします。

○議長(石川信義君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔異議なしと呼ぶ者あり。〕

○議長（石川信義君） 以上で質疑を終わります。

○二番（小林菊三君） この際動議を提出いたします。

ただいま一括議題となっております。議案第七号及び議案第八号については討論を省略し、委員会審査報告どおり可決されんことを望みます。

〔賛成と呼ぶ者あり。〕

○議長（石川信義君） おはかりをいたします。ただいま小林

菊三君から所定の賛成者を得て本二案は討論を省略し、委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり。〕

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって議案

第七号福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正す

る条例

議案第八号証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の二案はともに委員会審査報告どおり可決いたしました。

○議長（石川信義君） 次に日程第九議案第九号非常勤の公

務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 森田秀雄君登壇）

○総務委員長（森田秀雄君） 審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

引き続きまして本案に対する補足の説明を申し上げます。

本件については本議会でも提案理由の説明が詳細にな

されているわけで、当委員会においても課長より、今回勤務上の災害もこの公務の災害に準じて補償しようとするもので、題名においても「補償等」の字句を挿入したものであるとの説明がなされ、各条項についても説明がなされた後質疑に入りました。主な質疑は第十一条中で七万円云々の解釈について、葬祭費は最低でも七万円はかかるということと七万円としたものである。通勤上合理的な経路及び方法とは、住居から職場までの一般的な経路であり、その他個々のこまかなケースについては上部機関の指導を仰ぐことになる。――等の質疑応答の後採決いたしましたところ全員一致、原案どおり可決することに決定いたしました。

何とぞ慎重に審議の上、当委員会の決定どおり可決くださいますようお願いをいたしまして、補足の説明といたします。

○議長

(石川信義君)

以上で委員長長の審査報告は終わりました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長

(石川信義君)

以上で質疑を終わります。

○二番

(小林菊三君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九号については、討論を省略し委員会審査報告どおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり。)

○議長

(石川信義君)

おはかりをいたします。ただいま菊三君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが本動議のとおり決することには異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長

(石川信義君)

ご異議なしと認めます。よって議案第九号非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部

を改正する条例は、委員会審査報告により可決をいたしました。

○議長（石川信義君）次に日程第十議案第十号福生市消防

団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長中曽根実君登壇）

○厚生委員長（中曽根実君）審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

本案に対する補足説明を申し上げます。

担当課長より消防団の定数改正は、新団員確得の困難性もあり検討して、一分団当たり現行の四十名を三十五名とするものであり、この定数改正については消防活動に支障がないとの消防団の報告もあったために改正方お願いをするものである。また消防団の団長以下団員までの

福生市議会

福生市議会

報酬及び費用弁償等の一部を改正しようとするものである。——との説明があり、質疑においては、先般の消防団との話合ひの際の要望等はほとんど満されている。団員構成は団長一名、副団長二名、分団長五名、副分団長十名、部長二十一名、班長四十五名、団員百名である。各市の報酬は青梅市が団長九万円、副団長七万円、分団長五万円、秋川市、羽村町は福生より五千円程度ずつ低い。——等の質疑応答があり、採決いたしましたところ、全員一致、原案により可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく慎重に審議の上、当委員会の決定により可決くださいますようお願いをいたしまして補足説明といたします。

○議長（石川信義君）以上で審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり。）

○議長（石川信義君） 以上で質疑を終わります。

○二番（小林菊三君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっており、議案第十号については、討論を省略し、委員会審査報告により可決されんことを望みます。

（賛成）と呼ぶ者あり。

○議長（石川信義君） おはかりをいたします。ただいま小林菊

三君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告により可決されたいとの動議が提出されました。本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）と呼ぶ者あり。

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって議案第十

号福生市消防団条例の一部を改正する条例は、委員会審査報告により可決をいたしました。

○議長（石川信義君） 次に日程第十一議案第十一号福生市市

設住宅貸与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 森田秀雄君 登壇）

○総務委員長（森田秀雄君） 審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

続きまして本案に対する補足の説明を申し上げます。

担当課長から、本案は市設住宅の家賃を現行の百円以上二千円以下を千五百円以上三千円以下に改めようとするものである。家賃三千円の根拠は熊川の教員住宅修理代二十万円から家屋の残存価値二万円を引いた十八万円を、家屋の残存期間である五年で割ったもので、各市営住宅との関連もあり、三千円以下としたものである。この説明があり、質疑においては、入居人員予定者について今回二中の改築があり、その用務員を五年の範囲内で入居させる。現